

議案 第24号

川西町・三宅町就学指導委員会共同設置規約の一部を変更する
規約の制定について

川西町・三宅町就学指導委員会共同設置規約（平成25年3月三宅町規約第
1号）の一部を変更する規約を別紙のとおり制定する。

平成29年 3月10日提出
三宅町長 森田浩司

川西町・三宅町就学指導委員会共同設置規約の一部を変更する規約

川西町・三宅町就学指導委員会共同設置規約（平成25年3月三宅町規約第1号）の一部を次のように変更する。

題名を次のように改める。

「川西町・三宅町教育支援委員会共同設置規約」

第1条中「適正な就学指導を図るため」を「適切な就学支援その他教育支援を行うため」に改め、「就学指導委員会」を「教育支援委員会」に改める。

第2条を次のように改める。

この教育支援委員会は、川西町・三宅町教育支援委員会(以下「委員会」という。)という。

附 則

この規約は、平成29年4月1日より施行する。